

付 議 第 7 号

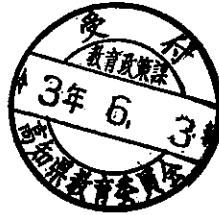
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和3年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の案件について意見を述べること。



3 高政企第 58 号
令和 3 年 6 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 3 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 3 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 3 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 4 令和 3 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

(高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ただし書中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下この号において「過疎地域」という)を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域及び失効前の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下この号において「旧過疎法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域を含む)に、「同条第2項」を「旧過疎法第2条第2項」に、「過疎地域において引き続き」を「同条第1項に規定する過疎地域において引き続き」に、「過疎地域において同項」を「同項に規定する過疎地域において同条第2項」に改める。

(高知県認定こども園条例の一部改正)

第2条 高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表の10中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修

学資金貸与条例及び第2条の規定による改正後の高知県認定こども園条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を
改正する条例議案説明

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、関係条例について過疎地域の定義等に係る引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（抜粋）

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、介護福祉士及び社会福祉士の確保を図ることを目的とする。

（返還）

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、次条の規定による返還の猶予又は第10条の規定による返還の免除を受けることができないときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由の発生した日の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間（修学資金の貸与を一時停止した期間を除く。）の2倍に相当する期間（第4条第1項ただし書の規定に基づく加算を受けた被貸与者にあつては、当該期間に同項第1号の入学準備金及び同項第2号の就職準備金のそれぞれについて8月を加えて得た期間）内に、月賦又は半年賦の均等払方式により貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

（1） 略

（2） 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において福祉の業務に従事しなかったとき。

（3） 県内において福祉の業務に従事する意思がなくなったと認められたとき。

（目的）

第1条 この条例は、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、介護福祉士及び社会福祉士の確保を図ることを目的とする。

（返還）

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、次条の規定による返還の猶予又は第10条の規定による返還の免除を受けることができないときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由の発生した日の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間（修学資金の貸与を一時停止した期間を除く。）の2倍に相当する期間（第4条第1項ただし書の規定に基づく加算を受けた被貸与者にあつては、当該期間に同項第1号の入学準備金及び同項第2号の就職準備金のそれぞれについて8月を加えて得た期間）内に、月賦又は半年賦の均等払方式により貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

（1） 略

（2） 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において福祉の業務に従事しなかったとき。

（3） 県内において福祉の業務に従事する意思がなくなったと認められたとき。

(4) 略

(返還の猶予)

第9条 略

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由が継続している間、当該事由の発生以後に履行期限の到来する修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 県内において福祉の業務に従事しているとき。

(2) 略

(返還の免除)

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。

(1) 前条第2項第1号に規定する場合において、引き続き福祉の業務に従事した期間が5年に達したとき。ただし、県内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項又は第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域及び失効前の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この号において「旧過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域を含む。）において引き続き福祉の業務に従事した場合又は離職して2年以内に養成施設等に入学し、入学時の年齢が45歳以上の者が県内において福祉の業務に従事した場合にあっては、3年に達したとき（旧過疎法第2条第2項の規定による公示の日に県内の同条第1項

(4) 略

(返還の猶予)

第9条 略

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由が継続している間、当該事由の発生以後に履行期限の到来する修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 県内において福祉の業務に従事しているとき。

(2) 略

(返還の免除)

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。

(1) 前条第2項第1号に規定する場合において、引き続き福祉の業務に従事した期間が5年に達したとき。ただし、県内の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）において引き続き福祉の業務に従事した場合又は離職して2年以内に養成施設等に入学し、入学時の年齢が45歳以上の者が県内において福祉の業務に従事した場合にあっては、3年に達したとき（同条第2項の規定による公示の日に県内の過疎地域において引き続き福祉の業務に従事している者の当該福祉の業務に従事した期間については、県内の過疎地域において同項の規定による公示前に従事していた期間を含むものとする。）。

に規定する過疎地域において引き続き福祉の業務に従事している者の当該福祉の業務に従事した期間については、県内の同項に規定する過疎地域において同条第2項の規定による公示前に従事していた期間を含むものとする。)。

(2)・(3) 略

2 知事は、被貸与者が前条第2項第1号に規定する場合において、引き続き福祉の業務に従事した期間が前項第1号に規定する期間に達しなかったときは、規則で定めるところにより、修学資金の一部の返還を免除することができる。

3 略

(2)・(3) 略

2 知事は、被貸与者が前条第2項第1号に規定する場合において、引き続き福祉の業務に従事した期間が前項第1号に規定する期間に達しなかったときは、規則で定めるところにより、修学資金の一部の返還を免除することができる。

3 略

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

高知県認定こども園条例（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 略

（1） 略

（2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

（2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

（ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

（ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

（イ） 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

（イ） 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第

23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

(2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務

23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

(2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務

大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(3) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

(4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

略

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。）及び保育士の資格を併有する者であること。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合は、これらに準ずるものとして教育委員会規則で定める基準に適合すること。

大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(3) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

(4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

略

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。）及び保育士の資格を併有する者であること。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合は、これらに準ずるものとして教育委員会規則で定める基準に適合すること。

(4) 連携型外認定こども園の長（連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

3 施設設備

(1) 法第3条第3項に規定する連携施設については、当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（(2)において「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。

(2) (1)にかかわらず、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていない場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもが徒歩で安全に移動することができること。

(3) 連携型外認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、その保育室又は遊戯室の面積が(5)のアの本文（満2歳に満たない子ども

(4) 連携型外認定こども園の長（連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

3 施設設備

(1) 法第3条第3項に規定する連携施設については、当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（(2)において「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。

(2) (1)にかかわらず、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていない場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもが徒歩で安全に移動することができること。

(3) 連携型外認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、その保育室又は遊戯室の面積が(5)のアの本文（満2歳に満たない子ども

もに対する保育を行うときにあつては、その保育室又は遊戯室の面積に係る(5)のアの本文及びその乳児室又はほふく室の面積に係る(10))に規定する基準を満たすときを除く(幼稚園型認定こども園にあつては、当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設に限る。))。

| 学級数 | 面積 |
|-------|--|
| 1学級 | 180平方メートル |
| 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル |

(4) 連携型外認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

(5) (4)の施設的面積は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについて、幼稚園型認定こども園において、その園舎の面積(満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が(3)の本文に規定する基準を満たすときを除く(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に限る。))。

イ 屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園にあつては次に掲げる面積を合計した面積以上、保育所型認定こども園又

もに対する保育を行うときにあつては、その保育室又は遊戯室の面積に係る(5)のアの本文及びその乳児室又はほふく室の面積に係る(10))に規定する基準を満たすときを除く(幼稚園型認定こども園にあつては、当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設に限る。))。

| 学級数 | 面積 |
|-------|--|
| 1学級 | 180平方メートル |
| 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル |

(4) 連携型外認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

(5) (4)の施設的面積は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについて、幼稚園型認定こども園において、その園舎の面積(満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が(3)の本文に規定する基準を満たすときを除く(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に限る。))。

イ 屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園にあつては次に掲げる面積を合計した面積以上、保育所型認定こども園又

は地方裁量型認定こども園にあつては(イ)に掲げる面積以上であること。

(ア) 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園における次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

| 学級数 | 面積 |
|-------|---|
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル |

(イ) 3.3平方メートルに連携型外認定こども園を構成する保育所又は保育機能施設に入所させる満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

ウ 調理室の面積は、当該連携型外認定こども園に受け入れる子どもに対する食事の提供をするために支障のない面積以上であること。

(6) (4)及び(5)にかかわらず、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該連携型外認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができること。

ア 子どもが安全に利用することができる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保することができる場所であること。

ウ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

エ (5)のイに規定する屋外遊戯場の面積の基準に適合する場

は地方裁量型認定こども園にあつては(イ)に掲げる面積以上であること。

(ア) 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園における次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

| 学級数 | 面積 |
|-------|---|
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル |

(イ) 3.3平方メートルに連携型外認定こども園を構成する保育所又は保育機能施設に入所させる満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

ウ 調理室の面積は、当該連携型外認定こども園に受け入れる子どもに対する食事の提供をするために支障のない面積以上であること。

(6) (4)及び(5)にかかわらず、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該連携型外認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができること。

ア 子どもが安全に利用することができる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保することができる場所であること。

ウ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

エ (5)のイに規定する屋外遊戯場の面積の基準に適合する場

所であること。

- (7) 連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。
- ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該連携型外認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- イ 当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下(7)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ 調理業務の受託者を、当該連携型外認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。
- エ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事

所であること。

- (7) 連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。
- ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該連携型外認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- イ 当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下(7)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ 調理業務の受託者を、当該連携型外認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。
- エ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事

の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努めること。

(8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、(4)にかかわらず、調理室を備えないことができること。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていること。

(9) 連携型外認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。

(10) (9)の施設の面積は、乳児室にあつては1.65平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上、ほふく室にあつては3.3平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上であること。

4 教育及び保育の内容

略

5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等

略

の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努めること。

(8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、(4)にかかわらず、調理室を備えないことができること。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていること。

(9) 連携型外認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。

(10) (9)の施設の面積は、乳児室にあつては1.65平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上、ほふく室にあつては3.3平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上であること。

4 教育及び保育の内容

略

5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等

略

6 子育て支援事業

略

7 管理運営等

略

8 非常災害対策

略

9 暴力団の排除

略

10 過疎地域等における特例

教育委員会は、連携型外認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項又は第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。）その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもに対する教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

6 子育て支援事業

略

7 管理運営等

略

8 非常災害対策

略

9 暴力団の排除

略

10 過疎地域等における特例

教育委員会は、連携型外認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもに対する教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。